

浄化槽水質基準創設、性能基準の特例 環境省・国交省



平成 17 年 7 月 15 日開催の閣議で、し尿浄化槽や合併処理浄化槽の汚物処理性能に関する技術基準の特例などを定める建築基準法施行令が閣議決定されました。

この改正は 17 年 5 月 20 日に公布された浄化槽法の改正内容で、浄化槽からの放流水について、BOD などの水質基準を創設することが盛り込まれたことを踏まえたものです。

浄化槽法の新基準が建築基準法のし尿浄化槽・合併処理浄化槽の汚物処理性能基準より、水質に関する厳格な数値を設定した場合、浄化槽法の新基準が優先することを規定しています。この部分の施行は平成 18 年 2 月 1 日の予定となっています。

また、環境省では浄化槽法施行規則改正案をまとめ、この案について平成 17 年 8 月 22 日まで意見募集を行うことにしました。

今回の改正は 18 年 2 月 1 日から施行される浄化槽法の改正内容で、浄化槽からの放流水の水質基準を創設することが盛り込まれたことを踏まえ、その水質基準値などを定めているものです。

水質基準は「BOD は 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下、BOD 除去率は 90%以上」とされていて、法施行日以降に新設する浄化槽について適用するとしています。

また新たに設置される浄化槽の使用開始後検査は、浄化槽の機能が安定化するまでの期間が短縮されているため、検査期間を従来のものより前倒しし、使用開始後 3 か月を経過した日から 5 か月間に行うとされています。

なお、意見は環境省で郵送、FAX、電子メールにより受け付けています

今後も浄化槽法関連の動きがありましたら、随時掲載させていただきます。

また、BOD を中心にした関連項目についてお気軽にお問合せ下さい。

資料：2005 年 7 月 14 日付 EIC ネット

2005 年 7 月 26 日付 EIC ネット

生活環境箇所 清水圭介

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

